

DynaCADシリーズ USB 期間限定レンタルサービスのご案内

【レンタル対象商品】

DynaCAD Ver.21 USB
DynaCAD土木Plus Ver.21 USB
DynaCAD電気 Ver.21 USB

【レンタルサービスご提供期間】

2020年12月31日まで

1.お申込

電話・メール・FAXにて、お申込を承っております。

2.お届け

ご指定場所までの送料は弊社で負担いたします。
在庫がある場合は最短翌日のお届けになります。

3.レンタル期間

レンタル期間は、1ヶ月と3ヶ月のいずれかです。
原則、レンタル期間の開始日は商品のお引渡し日の翌月1日からといたします。
お引渡し月はサービス期間となります。

4.レンタル料金

レンタル開始前に、初期費用と一回目のレンタル料をご登録いただいたクレジットカードで
お支払いいただきます。
延長の場合も引き続きクレジットカードで決済いたします。

| | | 1ヶ月 | 3ヶ月 |
|---------------|-----|----------------------------|-----------------------------|
| DynaCAD | USB | 初期費用10,000円 レンタル料5,000円 | 初期費用10,000円 レンタル料15,000円 |
| DynaCAD土木Plus | USB | 初期費用10,000円 レンタル料6,000円 | 初期費用10,000円 レンタル料18,000円 |
| DynaCAD電気 | USB | 初期費用10,000円 レンタル料8,000円 | 初期費用10,000円 レンタル料24,000円 |

※初期費用は、初回お申し込み時のみご利用本数に関わらず一律で申し受けます。

(税別)

5.中途解約

中途解約は承っておりません。
万一ご使用中にトラブルが発生した場合は、速やかに代替品または修理により対応いたします。
また、レンタル期間中の破損・盗難などの事故があった場合は実費をご請求させていただきます。

6.レンタル終了

1週間前にFAXまたはメールで、レンタル終了の確認をさせていただきます。
この際、レンタル期間の延長も承ります。

7.お引取り

お引取りは、弊社より商品発送時に同封する「返却キット」をご利用ください。
お送りしたすべての商品・付属品の梱包をお願いいたします。
万一欠品が生じた場合は、実費をご請求させていただきますのでご了承ください。
商品は、レンタル終了日から5日以内に発送してください。
5日を過ぎてもご返却されない場合は、自動的に1ヶ月のレンタル延長となります。

8.サポート

レンタル商品にはサポートは付帯しておりません。
ご利用方法につきましては、添付の資料、オンラインヘルプなどをご参照ください。

お問合せ先

株式会社ビーガル サポートセンター
〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場1-17-11 上野BRビル6F
TEL.06-4705-5806 FAX.06-4705-5807 E-mail info@bigal.co.jp

DynaCADシリーズ USB レンタル申込書

レンタルサービスのご案内・約款をご確認の上、お申し込みください。
印刷後（コピーも可）に必要な事項をご記入、ご捺印の上、お送りください。

(株)ビーガル 行 FAX 06-4705-5807 または info@bigal.co.jp

貴社名

お申込者氏名

印

TEL

下記物件のレンタルを申し込みます。

申込日 年 月 日

ご希望の商品にチェックし、開始希望日をご記入ください。
※初期費用は、初回のお申し込み時にのみ、ご利用本数に関わらず申し受けます。

DynaCAD/21 USB

初期費用 11,000円 + (1ヶ月 5,500円 × 本) 開始日 年 月1日

初期費用 11,000円 + (3ヶ月 16,500円 × 本) 開始日 年 月1日

DynaCAD土木Plus/21 USB

初期費用 11,000円 + (1ヶ月 6,600円 × 本) 開始日 年 月1日

初期費用 11,000円 + (3ヶ月 19,800円 × 本) 開始日 年 月1日

DynaCAD電気/21 USB

初期費用 11,000円 + (1ヶ月 8,800円 × 本) 開始日 年 月1日

初期費用 11,000円 + (3ヶ月 26,400円 × 本) 開始日 年 月1日

クレジットカードお支払い（一括のみ）

V I S A M A S T E R J C B A M E X D C U C

カード番号 _____ - _____ - _____ - _____

フリガナ

カード有効期限

ご署名

西暦 年 月

発送先

〒

TEL. _____

FAX. _____

MAIL _____

当社はお客様の個人情報をお客様の同意なく、目的以外に利用することはありません。

DynaCAD シリーズ USB レンタル約款

第 1 条(総則)

本レンタル約款は、株式会社ビーガル(以下貸貸人という)とお客様(以下賃借人という)との間の DynaCAD シリーズ USB(以下レンタル物件という)の賃貸借契約(以下レンタル契約という)について適用される。

レンタル契約は、貸貸人が賃借人に提示する申込書の内容をもって、賃借人が貸貸人に電子メールまたはファクシミリ等によりレンタル契約の締結を申し込んだときに成立する。

前項にかかわらず、賃借人が貸貸人に申し込んだレンタル契約の内容が前項の申込書の内容と異なる場合は、申込に対する貸貸人の承諾をもってレンタル契約が成立するものとする。

第 2 条(レンタル期間)

レンタル期間は1ヶ月、または3ヶ月とし、貸貸人が賃借人に対してレンタル物件を引渡した日の翌月1日より起算する。

第 3 条(レンタル契約の終了と延長)

レンタル期間が満了する日の1週間前に、貸貸人よりレンタル契約終了を通知する。賃借人からレンタル契約を延長する旨の申し出があった場合は、賃借人にレンタル契約または本レンタル約款の違反がない限り、本条に定める条件で延長されるものとする。

貸貸人は、延長したレンタル契約のレンタル料を第2条のレンタル期間中に賃借人に通知する。

延長したレンタル契約において、賃借人は、貸貸人から指定された期日までに延長したレンタル料を支払うものとする。

前項を除き、延長したレンタル契約の条件はレンタル契約と同一とする。

第 4 条(レンタル料金)

賃借人は貸貸人に対し、貸貸人が指定したレンタル料金を支払期限までに原則としてクレジットカードにより支払う。

レンタル料金は初期費用に加え、レンタル期間に応じて1ヶ月、または3ヶ月単位で支払うものとする。

レンタル期間延長時のレンタル料金も同様の額とする。

第 5 条(レンタル物件の引渡し)

貸貸人は賃借人に対し、レンタル物件を賃借人の指定する日本国内の設置場所において引渡すものとする。

第 6 条(担保責任)

貸貸人は賃借人に対し、引渡し時においてレンタル物件が賃借人が必要とする品質、種類および数量(規格、仕様、性能を含む。以下これらを総称して「品質等」という。)を備えていることのみを担保し、賃借人の使用目的への適合性については担保しない。

賃借人がレンタル物件の引渡しを受けた後 2 日以内にレンタル物件の品質等がレンタル契約の内容に適合していないこと(以下「品質等の不適合」という)につき賃貸人に対して通知をしなかった場合、レンタル物件は品質等の不適合がない状態で賃借人に引渡されたものとみなす。

第 7 条(レンタル物件の取り替え)

レンタル物件の引渡し後において、賃借人の責に帰すべからざる事由により、レンタル物件が正常に作動しなくなった場合、賃貸人は、レンタル物件を修繕または取替えるものとする。

前項により賃借人が物件を使用できない期間があったとしても、第 2 条のレンタル期間は延長されず、また、賃借人は賃貸人に対し、レンタル料の減額および休業補償その他損害賠償の請求をすることはできない。

第一項のレンタル物件の修繕または取替えに過大の費用または時間を要する場合、賃貸人は、レンタル契約を解除することができる。

第 8 条(レンタル物件の使用保管)

賃借人は、レンタル物件を善良な管理者の注意をもって使用、保管し、これに要する費用は賃借人の負担とする。

賃借人は、事前に賃貸人の書面による承諾を得なければ次の行為をすることができない。

- (1) レンタル物件を第 5 条所定の設置場所以外に移動すること。
- (2) レンタル物件を第三者に譲渡し、転貸し、または改造すること。
- (3) レンタル物件に貼付された賃貸人の所有権を明示する標識等を除去し、または汚損すること。
- (4) レンタル物件について質権および譲渡担保権その他賃貸人の所有権の行使を制限する一切の権利を設定すること。

賃借人は、レンタル物件について他から強制執行その他法律的・事実的侵害がないように保全するとともに仮にそのような事態が生じたときは、直ちにこれを賃貸人に通知し、かつ速やかにその事態を解消させるものとする。

賃借人が物件の設置、使用、保管によって第三者に与えた損害については、賃借人がこれを賠償する。

第 9 条(レンタル物件の滅失・損傷)

賃借人の責に帰すべき事由ならびに天災地変に基づきレンタル物件を滅失(修繕不能、所有権の侵害を含む)または損傷(所有権の侵害を含む)した場合、賃借人は賃貸人に対し、代替レンタル物件(新品)の購入またはレンタル物件の修繕に要する金員を損害賠償として支払うものとし、なお賃貸人に損害があるときはこれを賠償する。

第 10 条(レンタル物件の輸出)

賃借人は、レンタル物件を日本国内においてのみ使用する。

賃借人がレンタル物件を輸出する場合、速やかに賃貸人に通知し、承諾を得るものとする。但し、賃借人は輸出者として日本及び輸出関連諸国の輸出関連法規に従って輸出を行うものとする。

賃借人がレンタル物件を輸出する場合、第 7 条第 1 項及は適用されないものとする。

第 11 条(ソフトウェアの複製等の禁止)

賃借人は、レンタル物件の全部または一部を構成するソフトウェア製品(以下ソフトウェアという)に関し、次の行為を行うことはできない。

有償、無償を問わず、ソフトウェアを第三者に譲渡し、または第三者のために再使用权を設定すること。

ソフトウェアをレンタル物件以外のものに利用すること。

ソフトウェアを複製すること。

ソフトウェアを変更または改作すること。

第 12 条(解約)

賃借人は、特別な定めがない限り、レンタル期間中といえども事前に賃貸人に通知の上レンタル物件を第 14 条に基づき賃貸人の指定する場所に返還することで、レンタル契約を解約することができる。

但し、賃借人に事前に支払ったレンタル料金については、いかなる場合においても返金されないものとする。

第 13 条(債務不履行など)

賃借人が次の各号の一つに該当した場合、賃貸人は催告および通知を要しないでレンタル契約を解除することができる。この場合、賃借人は賃貸人に対し、未払レンタル料相当額の損害賠償金および未払消費税額その他の賃貸人に対する金銭債務の全額を直ちに支払うものとし、なお賃貸人に損害があるときはこれを賠償する。

レンタル料の支払を 1 回でも遅滞したとき。

小切手もしくは手形の不渡を 1 回でも発生させたとき、その他支払を停止したとき。

仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立もしくは諸税の滞納処分や保全差押を受け、または民事再生、倒産、会社更生もしくは特別清算、その他類似の手続の申し立てがあったとき。

事業の廃止もしくは解散の決議をし、または官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。

資本の減少、事業の全部もしくは重要な一部の譲渡、その他資産、信用もしくは事業に重大な変更を生じ、またはその決議をし、あるいは経営が悪化し、またはその恐れがあると賃貸人が認める相当の理由があるとき。

レンタル契約以外の賃貸人に対する金銭債務の支払いを 1 回でも怠ったとき。

故意または重大な過失により、物件に修繕不能の損害を与えまたは滅失したとき。

レンタル契約の各条項または賃貸人との間のその他の契約条項の一にでも違反したとき。

第 14 条(レンタル物件の返還)

レンタル期間の満了、解除、解約その他の理由によりレンタル契約が終了した場合、賃借人は賃貸人に対し賃借人の責任と負担でレンタル物件の引渡完了後に生じた損傷(通常の使用および収益によって生じた損耗ならびに経年劣化によるものを除き、賃借人の責任によらない事由による損傷を含む。)を原状に回復し、直ちにレンタル物件を賃貸人の指定する場所に返還するものとする。なお、賃借人の所有物が物件に付着しているときは、賃借人は、賃借人の責任と負担で当該動産をすべて分離除去しなければならないものとし、賃借人が物件について有益費を支出している場合でも、賃借人は賃貸人に対してその償還を請求しない。

賃借人が前項の義務の履行を怠った場合、賃借人は賃貸人に対し、レンタル期間の終了日の翌日からレンタル物件の返還日まで 1 ヶ月当たりのレンタル料金(基本料金)相当額の遅延損害金を支払うものとする。但し 1 ヶ月に満

たない日数は1ヶ月とみなすものとする。

第15条(引渡し・返還の費用負担)

レンタル物件の引渡し及び返還に関わる運送費等の諸費用は、賃貸人の負担とする。

第16条(反社会的勢力の排除)

賃貸人および賃借人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「反社会的勢力」という。)のいずれにも該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1)反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をし、反社会的勢力の維持運営に積極的に協力していると認められる関係を有すること
 - (5)役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 賃貸人および賃借人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

賃貸人および賃借人は、相手方が、反社会的勢力もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、何ら催告することなく、相手方との契約を解除することができるものとし、相手方はこれに異議を申し出ないものとする。

賃貸人および賃借人は、自らの下請業者または再委託先業者(下請または再委託が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。)が反社会的勢力もしくは第1項各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約し、また、当該業者が第2項各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約する。

賃貸人および賃借人は、自らの下請業者または再委託先業者が、反社会的勢力もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をしたことが判明した場合には、ただちに当該業者との契約を解除し、またはその他の必要な措置を採るものとする。

賃貸人および賃借人は、相手方が、正当な理由なく前項の規定に違反した場合には、何ら催告することなく、相手

方との契約を解除することができるものとし、相手方はこれに異議を申し出ないものとする。

第3項および第6項の規定により、契約を解除された当事者に損害が生じた場合、当該当事者は相手方に何らの請求をしないものとする。また、相手方に損害が生じた場合は、当該当事者がその責任を負うものとする。

第 17 条 (裁判管轄)

賃貸人および賃借人は、レンタル契約について訴訟の必要が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

2020年8月31日 初版

株式会社ビーガル